

# 令和6年度 第5回 福島地方最低賃金審議会 議 事 録

日 時：令和6年8月27日(火)  
10:00～12:00

場 所：福島テルサ あづま

出席者：(公)熊沢、橋本、元井、森谷

(労)大越、塩澤、志賀、高橋、松本

(使)安達、金子、佐藤、鈴木

## 1 開 会

(会 長) 定刻となりましたので、これより令和6年度第5回福島地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局より定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、長谷川委員、大内委員が欠席されておりますが、委員の3分の2以上の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

## 2 議 事

(会 長) それでは、本日本日予定している議事等について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 本日本日予定しております議事は、

(1) 福島県最低賃金改正答申の異議申出に対する諮問・審議・答申

(2) 特定最低賃金(非鉄金属製造業最低賃金、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(以下「電子部品等製造業」という。))最低賃金、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業(以下「計量器等製造業」という。))最低賃金改正の必要性有無の審議、それぞれ必要性有りの場合はその後の手続等について、以上の2つを予定しております。

(1) 福島県最低賃金改正答申の異議申出に対する諮問・審議・答申

(会 長) それでは、議事に入ります。

令和6年度福島県最低賃金の改正答申に対する異議申出書の提出がなされたとのことですので、事務局より報告をお願いします。

(室長) 異議申出に係る報告をさせていただきます。

令和6年8月9日答申をいただきました内容につきまして、同日、最低賃金法第11条第1項に基づき、福島労働局において意見要旨を公示したところ、8月23日付けをもって、福島県労働組合総連合議長野木茂雄様から福島労働局長あて異議申出書が提出されました。

異議の申出がなされた場合、最低賃金法第11条第3項により「審議会に意見を求めなければならない」とされておりますので、井口労働局長より熊沢会長へ異議申出に対する諮問をさせていただきます。

(会長) 事務局より、異議申出書が提出されたとの報告がありましたので、これより、令和6年度福島県最低賃金の改正答申の異議申出に対する諮問を受けいたします。

事務局は、諮問の準備をお願いします。

【局長から会長へ諮問文を手交】

【諮問文の写しを各委員へ配付】

(会長) それでは、諮問文の読み上げをお願いいたします。

(室長) 【諮問文の読み上げ】

(会長) これより異議申出に対する審議を行いますが、異議申出書の内容について事務局から報告して下さい。

(室長) 福島県労働組合総連合議長野木茂雄様から提出された「令和6年度福島県最低賃金の改正答申に対する異議申出書」について、読み上げにより報告に代えさせていただきます。

【県労連から提出された異議申出内容について読み上げ】

(会長) 事務局より異議申出書の内容について報告がありましたが、質問等ありましたらお願いします。

(なし)

(会長) それでは、労働者・使用者・公益の各側から異議申出書に対する御意見をお伺いします。

初めに、労働者側から御意見をお願いします。

(大越委員) 労働者側としましては、審議会で決定したところの意見を尊重したいと思います。しかしながら、物価上昇しているということについては課題が

あると思いますが、今年は特に労使協議を2回させていただき、お互いの意見をしっかりとすり合わせる事ができて、金額は公益の判断をいただきましたけども、審議会の決定を優先させたいと考えております。

(会長) ありがとうございます。次に、使用者側より御意見を申し上げます。

(佐藤委員) 福島県労働組合総連合より提出された異議申出書に記載された内容につきましては理解するところもありますが、専門部会等で十分な時間をかけて審議した結果であり、また、結審した金額は目安額50円にプラス5円上乗せした過去最高となる金額、引上げ率となっております。

また、今年度も残念ながら、最終的には全会一致とすることは出来ませんでした。今年度は特に福島県の経済情勢等に関する客観的なデータに基づいて、直接労使で十分な時間をかけて協議し、歩み寄って決めることが出来た金額でもありますので、8月9日付の答申どおりとすることが適当であると考えております。

(会長) ありがとうございます。次に、公益側より御意見を申し上げます。

(森谷委員) 私共の立場としましても、専門部会や本審で慎重な審議を重ねた結果、出された結論ということになりますので、審議会での結論を尊重すべきと考えております。

(会長) ありがとうございます。

私の学問分野では、生計費や貧困についての長い研究実績があって、それを踏まえようと、異議を提出された方がおっしゃっていることについては十分わかっているのですが、やはり、他の各側の委員の方もおっしゃったように、労使協議も含め長時間かけて審議の結果、たどり着いた金額であるということも踏まえまして、この額でご理解いただきたいと思います。

他に公益側からご意見ございますか。

(元井委員) 桜の聖母短期大学の元井と申します。

言わんとされていることは、本当に理解の出来ることで、一般の方々の生活はかなり厳しいということは分かっているところですが、審議は尽くされているように考えておりますので、審議の結果を優先しつつ、水面下では出来ればもっと上げて差し上げたかったということは、お気持ちを理解しながら、今後審議していけたらと思っております。

(会長) ありがとうございます。

労働者・使用者・公益の各側よりご意見をお伺いしましたところ、「令

和6年8月9日付け答申どおり」とのご意見でしたので、本件異議申出書に対する当審議会の結論としましては、全会一致で「令和6年8月9日付け答申どおり」として局長あて答申してよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) ありがとうございます。

異議申出書に対する本審議会の結論は、全会一致で「令和6年8月9日付け答申どおり」とすることとします。

事務局は異議申出に対する答申の準備をお願いします。

【会長から局長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配付】

(会長) それでは、答申文の読み上げをお願いします。

(室長) 【答申文の読み上げ】

(会長) 次に、局長より御挨拶をお願いします。

(局長) ただいま、熊沢会長から令和6年度福島県最低賃金の改正答申に対する異議申し出について、「令和6年8月9日付け答申どおりとすることが適当である」との答申を頂戴いたしました。速やかな御審議により、結論をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

私どもといたしましては、この答申を基に、速やかに福島県最低賃金を改正決定の上、官報公示の手续をとり、発効日は令和6年10月5日となる予定です。

改正福島県最低賃金の額については、助成金制度と合わせて、周知・広報をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

本日は、誠にありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。

(2) 特定最低賃金(非鉄金属製造業、電子部品等製造業、計量器等製造業)改正の必要性有無の審議及び答申について

(会長) 前回審議会で継続審議とした3業種の特定最低賃金改正の必要性の有無について、審議することとします。

本日配布されています資料について、事務局から説明をお願いします。

(室長) ここで、配布させていただいております3つの会議資料について説明します。

資料1が、390～391ページになりますが、令和6年度福島県最低賃金の改正答申に対する異議申出書です。

資料2は、392ページからになりますが、事務局において作成した資料を添付しています。令和6年度、非鉄金属、計量器及び電子部品等該当局一覧です。特賃額の対地賃額指数を示しています。また、特賃適用業種の欄に記載されている太字以外の部分は、福島の業種と同じ業種のものとなっております。

資料3として、397ページからになりますが、最低賃金実態調査に基づく非鉄金属製造業、電子部品等製造業及び計量器等製造業の賃金分布です。いずれも100人未満を対象に6月の賃金について実態調査をしたものです。非鉄金属製造業は68事業場、電子部品等製造業は174事業場、計量器等製造業は48事業場を対象に回答を求め、それぞれ有効回答率が70.6%、57.5%、66.7%でした。

なお、昨年度は、厚生労働本省が発表していた「地域別最低賃金答申状況」を配布していましたが、今年度は今日現在、全都道府県が答申とはなっておらず、発表が遅れておりますので、配布しておりません。次回の本審で配布できるものと思います。

以上です。

(会長) ここで、審議に先立ち、あらかじめ労使それぞれ協議の場を設ける必要はありますか。

(佐藤委員) 時間をいただければと思います。

(会長) わかりました。それでは事務局はご案内ください。

【使用者側委員退室】

【使用者側委員入室】

非鉄金属製造業最低賃金について

(会長) それでは再開いたします。

非鉄金属製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、審議することとします。労働者側より御意見をお伺いします。

(大越委員) 非鉄金属産業と言っても幅広く、精錬、金属加工など様々な業種があります。共通して言えることは、専門性が高く、相当な技術、熟練度が必要で、誰にでも可能なものではないということがあるかと思います。

また、製造の現場では、大型資材を使い大型の設備を稼働する環境は高温下にあり、暑熱対策が必要です。厳しい作業環境は、他産業と比較しても厳しい状況だということ、就業者に係る肉体的、精神的な負担も高いということもございます。時には危険を伴うような作業もございます。敬遠される勤務形態であります。

近年では少子高齢化の影響もあります。人材が不足しております。募集してもなかなか人が集まらず、産業にとって厳しい状況です。非鉄金属産業にとって、将来を担う優秀な人材を確保し、さらに定着させていくためには賃金の引上げを始めとした処遇改善が重要です。産業の継承と発展のためにも、必要性ありで審議入りしていただきたいと思っております。

また、日銀福島支店の経済概況7月では、鉱工業生産は、海外経済減速の影響などから和らいで、持ち直しの動きがみられており、はん用・生産用・業務用機械、電子部品・デバイス、輸送機械、化学は上昇していることから、非鉄金属業も持ち直しがみられ、前向きな状況になってきております。

非鉄金属は、自動車産業はじめ電機産業・計測器・計量器製造業にとって重要な産業です。ぜひ審議入りをお願いしたいと思います。

(会長) 次に、使用者側より御意見をお伺いします。

(鈴木委員) 鈴木から申し上げます。

基本的な考え方としては、前回申し上げたとおり、地域別最低賃金が急激に引上げられて埋没したという状況は、今後に向けても重いものだと考えているところでございます。一方で、労働者側から実態、景況を含めて、人材確保の必要性等についてお話いただきました。そういったことのすべてを否定するものでもございませんし、審議はあくまで特賃の額改定ありきではないというところで、さらに、意見を伺いたいということもございましたので、つきましては、埋没も初めてでございましたので、そういったことも考慮して、前回は必要性なしと申し上げましたが、改正審議に入る必要性を認めることとさせていただければと思ったところでございます。

(会長) 公益側は必要性有りでしょうか。

《公益側必要性ありの声》

(会長) 非鉄金属製造業最低賃金について、改正の必要性を認めるとの意見です

ので、特定最低賃金に係る改正の必要性の有無について、必要性有りの答申を行うことにします。

#### 電子部品等製造業最低賃金

(会長) それでは、電子部品等製造業最低賃金の改正の必要性有無について審議することとします。労働者側より御意見をお願いします。

(塩澤委員) 塩澤です。再度審議の機会をいただきありがとうございます。

まず、前回も申し上げましたが、特定最低賃金の位置づけであります、資料の配布をしたいと思います。

必要性の有無の審議となりますので、本日3つの業種があります。この3つは金属産業に置かれている環境がありましたので、そういったことも含めて、我々が属している金属産業の説明をしながら、意見を述べさせていただきます。

まず、特定最低賃金とは、すでに理解されていると思いますが、地域別最低賃金、特定最低賃金の持っている意味合い、置かれている位置づけが異なるということは表から読み取れるのではないかと思います。一方で、特定最低賃金の意味と役割は、これまでも関係する労使イニシアティブの下で、労使合意の下で、金額改定の賃上げを重ねてきました。

とりわけ、表紙の一番下にありますとおり、最低賃金法の目的の受け止め方は異なるように思いますが、それぞれが目的意識を持ちながら取り組んできた経過がございます。また、役割については、労働組合のない中小企業、未組織労働者と言われる方々の賃金の底上げを諮るという要素も持っているということでございます。したがって産業内の賃金格差を埋めていきたいという思いを改めて必要性の有無については主張させていただければと思います。

一方で、使用者にとっても、こういった目的があるように考えております。労働意欲の向上、事業の公正な競争の確保、こういう視点があるのではないかと思います。賃下げにおける引下げ合戦にはなってはならないと考える次第でございます。

同じように、入口賃金と言われる優位性を確保しながら、それぞれの産業における意欲を高める、中小企業は人材確保が生産性向上にまつわる重要なポイントだと思っておりますので、人材の確保や定着に繋げていく、そのよ

うな入口賃金でなければならないと考えているところであります。

お配りした資料をめぐっていただいて、パンフレットの中央部分においては、特定最低賃金を有効活用すべきという様々な観点での提言がございます。

それから、地域別最低賃金の審議の中でもございましたが、現在はどの産業においても、特に製造業においては、人材の確保が困難になってきているということは、より深刻ではないかと考えているところでございます。したがって、産業の魅力を高める要素の一つが賃金だと考えると、この審議入りをしていただき、議論を深め、さらには我々の産業の魅力を高める議論をさせていただきたいと考えております。

春季闘争の取組の中で、大卒や高卒の初任給に合わせた企業内最低賃金を高めていくという話を組織労働者の中では行っているという現実がございます。そういう考えも踏まえて、県内で、電機産業で働く方々にもこのような考えを広く理解をいただきながら、経営者の方々にも理解をいただきながら、今後あるべき姿に向けた議論をさせていただきたいということを、強く感じているところであります。

当然ながら、価格転嫁の取り組みは、労働者としても強く考えているところでございます。したがって、バリューチェーンの取り組みや、経済の好循環につながる取り組みについては、労使ともに行っていく、その上では審議入りをしながら、労使共通の考えとなるような場面をいただきたいと強く思うところであります。

最後のページには、これまでの歴史を記載しております。地域別最低賃金の前に産業別最低賃金が出来上がっている、これは主要たる産業において地域別最低賃金の底上げもするという位置づけも特定最低賃金にはあったように記憶しております。したがって、こういったところの理解も踏まえながら今にふさわしい、産業にふさわしい特定最低賃金の議論となるようお願いを申し上げます。

加えて、今年の我々の合意者確保は52%となりました。これは過去最高の合意者数でございます。過半数を超えているということと、それだけ労働者の期待感、県内における仲間への波及効果、こういった強い期待感が高まっているということもご理解いただきながら、引き続きの審議入りに向けての協議となりますよう、お願いを申し上げ、主張とさせていただきます。

きます。

(会 長) 次に使用者側より御意見をお伺いします。

(安達委員) 塩澤委員の説明ありがとうございました。資料も、歴史等さらに理解を深めたという認識はしております。

ただやはり、この電子デバイス等の特定最低賃金の議論の必要性については、必要性なしと考えているところがございます。その理由としまして、いろいろ説明いただきましたことは理解しているところがございますが、この長い歴史の中で、この地域別最低賃金の上昇率がこれだけ高くなったということについては、歴史的に今まで議論してきた背景とは、だいぶ違ってきているのではないかという認識であります。使用者として、今年は地域別最低賃金が55円引き上がったということは非常に重いと考えております。

特定最低賃金について、労働条件の向上や公正競争の確保ということが大切だということですが、今年の55円や去年の42円の地域別最低賃金の上昇をもって考えても労働条件の向上にはつながっていると考えているところがございます。

それから、公正競争、賃下げ合戦になってはならないということもわかります。ただ、これだけ地域別最低賃金が上がっているということですので、国内での公正競争、特にこの電子デバイスというのは、グローバル競争が非常に激しい分野でございますので、国内だけで公正競争確保の議論をするのは議論として薄らいでいるのではないかと考えております。

特定最低賃金の設定する意味でございますが、令和3年から埋没の状況が続いております。令和3年は2円でしたが、令和4年は20円になりました。昨年、もし必要性ありとして議論に応じたとしても、また今年埋没していたのではないかと考えております。これは私の推測ですので、議論していないのでわかりませんが、そういう状態がずっと続いているという状況ですので、特定最低賃金の制度が形骸化しているのではないかと考えております。地域別最低賃金の上げ幅がこれだけ大きくなっているということ踏まえれば、この特定最低賃金制度が形骸化しているところに関して、見直すべきではないかと考えているところがございます。

それから、人材確保は大切な観点かと思っておりますが、企業内の労使の間でしっかりと話し合って進めていけば良いことであって、その支払能

力が非常に乏しい小規模事業者に対しても、特定最低賃金を適用していくということは、合意できないところであるということが、私の考えでございます。

やはり、電子デバイスは福島県の産業として重要であるということは理解しておりますが、各企業の方にお話を聞いてみますと、地域別最低賃金が900円でも大変だという話も聞きますし、価格転嫁はやはり進んでおりません。一つの部品を製造するにしても、発注を受けていれば途中でエネルギーの価格や原材料価格が上がっても、それを転嫁することは、契約しているから無理です。その分は企業が負担しているわけです。そういった状況で、なかなか支払能力も乏しいという企業もございますので、地域別最低賃金がこれだけ引き上がって、特定最低賃金が埋没しているという状況が続いておりますので、必要性はなしと考えているところでございます。

(会長) 公益側は必要性有りでしょうか。

#### 《公益側必要性ありの声》

(塩澤委員) 今、安達委員からお話いただいたことは重く受け止めたいと思いますし、我々の先ほどの話も含めて、理解するものの必要性なしという考えも含めて理解いたしました。

少し気になるところは、地域別最低賃金の率や額が高まっている、セーフティネットという考えからは十分ではないかということでしたが、やはり、産業における人材確保という視点では、例えば高校生のアルバイトの金額と基幹労働者と言われる仕事内容が限定されている入口賃金が一緒でいいのかと考えます。経営者の方々にも、春闘の時に聞きしておりますが、人材確保するための初任給の位置付けであったり、非常に多く見直されている企業内最低賃金の額的な考え方、そういったところも含めて毎年のように見直しをしているという経過からすると、地域別最低賃金と一緒にあるというところではないのではないかと考えているところであります。

したがって、労働組合がある労使関係の中においてはそういう議論をできるように思いますが、企業の魅力や産業の魅力は賃金だけに限らずということは理解するものの、労働組合がないところはこういった議論すら出来ないように思います。また、議論が出来ないからこそ、我々の合意者確保に対する思いを受け止めているわけです。そういう期待を背にしながら、

本日ここで発言をさせていただいているということもございますので、今一度ものづくりの現場に人を確保する、定着をさせる、その入口賃金の重要性については確認をとっていただければと思います。

さらにグローバル競争というお話もありましたが、裏返して言うと、地域別の産業における賃金の違いが生じているということの疑問提起にも思っておりますので、労働者もそのような考え方があると思っておりますし、そのようなところは、もしかすると特定最低賃金は全国一律であるべきかという主張も受け取れましたので、そういったことも含めて、議論の余地はあると思っております。

それから、令和3年から埋没というか、前年度決まった結果が新たな年度決まった地域別最低賃金の額の差だと思いますが、我々は毎年、産業の変化、環境の変化なども議論させていただいた上であるべき金額だと思っておりますから、そういった議論の場に立たせていただきたいという旨は主張させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、価格転嫁については我々の産業にも非常に懸念事項として確認しております。申し訳ございませんが、他の産業と比べて電機産業においては価格転嫁が進んでいると認識しております。県内の中で価格転嫁に及んでいない企業が多くあるということは、私の方でも情報の違いがあるかもしれません。そういう情報の違いや考え方の違いがあるのであれば、協議の場で意見交換をさせていただきたいと思っております。

なお、地域別最低賃金の議論の中で、令和5年度業務改善助成金交付申請の決定状況をいただきました。9ページの第73番の番号が、我々の産業に基づく企業になると考えます。10ページ141番の企業、11ページ12ページとなりますが、申請が250ある中で、我々の産業が苦しいという状況をお聞きしても、この申請状況だけで見るのは危険なのかもしれませんが、2つの事業場、人数で言うと30名弱ということであります。したがって、我々の多くの会社や多くの労働者が関わっている人数、規模からすると、影響率はこういったものなのかと疑問なところもありますので、そういうところも踏まえながら必要性なしということであるなら、苦しい状況をもう少しご説明いただけるとありがたいと思います。

私の方からは、再度必要性ありと主張させていただきたいと思っております。

(会長) わかりました。一旦保留とし、計量器等製造業最低賃金改正の必要性の審議に移ることとします。

#### 計量器等製造業最低賃金

(会長) 労働者側より御意見をお伺いします。

(松本委員) 前回もお話させていただきましたが、この精密機械器具製造業の特定最低賃金についてですが、福島県にどれだけ貢献しているかということで、福島県のデータあれこれランキングでお示しさせていただいたかと思いません。

最低賃金決定要覧が皆様のお手元に配布されておりますが、全国の特定最低賃金の記載がございます。例えば北海道であれば、乳製品に係る特定最低賃金、沖縄であれば糖類ということで、専門の特定最低賃金が設定されているわけです。そういったところを見ていただければ、各県でその県の経済、産業の発展を担うにあたって中心となる特定最低賃金が設定されているということがお分かりいただけると思っております。そういったところも踏まえて、福島県では5業種が設定されていると思っております。

過去に遡ると、107%、110%近い対地賃比率で審議入りさせていただいて来たという経過がございます。労使の協議の中で、この産業の重要性、福島県の経済の発展にどれだけ貢献しているのかということも踏まえた議論になってきたのかと思っております。

そのような中、申出書をいただいた企業からお話いただきましたが、これまで人手不足という話をさせていただいたと思えます。そのような中、会社様から交代勤務をやりたいが人がいないということで、本当はもっと生産受注を受けたいが交代勤務が出来ないことによって、生産を調整しなければいけないという企業もあるということで、こういったことが原因かということ、交代勤務をやりたい人が多くなって来た、土日は休みたい、休出もしたくないという、私も以前製造現場で働いておりました、残業や休出をやって、夜勤、残業をやることに対してどちらかと言うと前向きでしたが、こういった考え方が変わってきた世の中、そういったことで産業の人手不足ということに陥っているという状況もございます。そういったところでやはり賃金だろうという議論になっているわけで、労使で賃金手当をどうしていくかということも議論しているわけですが、そういった

課題に直面している産業もあるということが事実としてお話をさせていただきたいと思いました。

もう一点、価格転嫁です。署名をいただいたある会社さんで、100人未満の会社でございますが、この会社の社長とお話したところ、やはり良いものを作るには労働の対価、賃金を上げなければいけないというお話をいただきました。利益を生むにはまずは人への投資、価格転嫁という課題もあります。その会社さんに価格転嫁の要請、値下げ交渉があったそうですが、社長としては自社製品に誇りと自信、どれだけ自分の製品が他に通用するかという、魅力をしっかりと理解して、そういったものを発信して交渉していくということで、実際に価格転嫁に成功して、これ以上値下げ要求してくるならもう受けないということで一度切った企業ですが、その後、それ以上の技量、サービスを提供してくれるところが見当たらず、戻ってきたそうです。私の方でも、県内、各企業回っておりますが、価格転嫁は少しずつ進んできていると思っております。そういった会社ばかりではないということは重々承知しております。

そういったところを踏まえ、福島県の精密機械の産業に視点を当てた時に、特定最低賃金をなくすということは、福島県に対して大きな影響を及ぼすのではないかと認識しているところでございます。

前回、埋没してしまったというお話がありました。それは事実として受け止めているところでございますが、そういった経緯は、今まで107%とかで推移してきた対地賃比率が高すぎるのではないかという議論がなされて、一回休むという話があり審議入りをしなかったという経過があるから、そういった実態になっているのだと思っております。昨年審議入りしていただいたということで、これは107%に戻すということではなく、計量器等製造業の特定最低賃金はやはり残す、地賃よりも少しでも高い金額で設定しておくということが、とても重要になってくると認識しているところですので、ぜひともそういったところも考えて理解していただきながら、今後、当該労使を踏まえて、さらに踏み込んだ議論に運んでいただきたいと思っております。

(会長) 次に使用者側より御意見をお伺いします。

(金子委員) その背景もありまして去年は審議に応じまして39円引き上げましたが、今回地賃の引上げ額が55円ということで、考えられない状況だと認識し

ております。

従前から主張してきておりますが、計量器等につきましては、公正競争の観点というポイントがあります。例えば労働局さんからいただいた資料、産業規模間格差資料、その中のE 2 7 精密機械を見ますと、賃金の不当な切り下げ防止という観点は見えないのではないかとというのが私の考えです。

そして、地賃が5 5 円引上げにになって、令和5年度の特賃が9 2 8 円。2 7 円も上回っているとうい今の状況です。あまりにも急に引き上がっていますので、特賃の賃上げについては地賃の賃金の協議で十分果たしているのではないかと主張させていただきます。

さらに、影響の大きかった千葉、東京、愛知がすでに埋没状況にあるということを考えますと、時代が時代なのではないかということで、必要性なしという判断でございます。

(松本委員) 2 7 円上回っているということですが、これは以前審議入りしなかったということで、こういった地賃比率になっていると考えます。

公正競争の観点でございますが、確かにおっしゃるとおり、事業規模間格差は他の産業に比べて少ないかもしれません。過去を遡ると年によっては大きく格差が生まれている年もあるということも事実だと思っております。令和5年でこのような状況になっていることは、これまでの歴史がこういった状況を作っている、今までしっかりと特定最低賃金の役割ということで、精密機械の特定最低賃金の必要性を認めていただき、そこで尚且つ当該労使で金額審議をしていただいた結果が、こういった数字として表れているのではないかと考えているところです。もしこれが、必要性なし、地賃にしましょうといった場合に、公正競争を阻害される恐れも出てくると考えます。そういった事態を招かないためにも、もう一度考えていただきたいと思っております。

福島県の精密機械が全国出荷数ランキング1位ということは魅力だと思います。製造に直接携わっている人が知ったら、さらに仕事にやる気が出ると思います。隣県に負けないよう、人が流れていかないように、こういったところで魅力を作って、産業の活性化、経済の好循環を作り上げていけるのではないかと思いますので、ぜひ必要性ありで金額審議をお願いできないかと思っております。

(会長) 公益側は必要性有りでしょうか。

(橋本委員) 質問ですが、電子部品デバイスに関して、事務局が作っていただいた資料404ページで955円のレベルで見ると、16.2%の人が引っ掛かります。16.2%というのはかなりの大きい数字だと思います。だからある意味、経営者側がおっしゃっている話はある程度理解できますが、最低賃金決定要覧の本を見ると、山形県の電子部品デバイスは、地域別最低賃金900円のときに、945円です。あまりにも福島県と差がありすぎるのではないかと思います。それで、404ページのような資料の山形県版があれば、その数字を教えていただきたいと思います。

要するに、山形と福島県は同じ業種なのに差があるのかという点が、私にはわからないので質問させていただきました。

(塩澤委員) 労働側の考えで言いますと、山形県は昨年も審議入りをしていますから、そういうことからすると、影響率・未満率は審議入りをすればその分持ち上がっていくと思います。福島県は昨年審議入りをしなかったという部分もあったので、地域別最低賃金が適用されるということがありますから、使用者側は900円以上であればという安堵感があるかもしれません。

それから、影響率だけで言いますと、仮に我々の産業のところの955円、地域別最低賃金が適用される16.数%と、地域別最低賃金の審議会のところに戻りますけど、その影響率は20数パーセントと思います。したがって、地域における影響と我々産業における影響からすると影響率は少ないのではないかと感じます。

(会長) 影響率、未満率のそもそもの評価の方法、山形県について同様のデータが得られるのであれば見たいという2点でしたが、前者の考え方については塩澤委員から説明があったかと思いますが、資料404ページに当たる山形県のデータが得られるものかどうかについては、事務局でご検討いただくということによろしいでしょうか。

それでは、先に進みます。計量器ですが公益側の必要性はありということで確認しておりますので、一旦保留といたします。

非鉄金属製造業最低賃金改正の必要性を認めるとの意見ですので、必要性ありとなりました業種について、特定最低賃金に係る改正の必要性の有無について、必要性有りの答申を行うことにします。

事務局は答申の準備を願います。

(室長) それでは、非鉄金属製造業の改正決定の必要性の有無について答申を行

います。

【会長から局長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配布】

(室 長) 【答申文の読み上げ】

(会 長) 引き続きまして、非鉄金属製造業特定最低賃金改正決定の諮問に移ります。事務局は準備願います。

(室 長) それでは、非鉄金属製造業の改正決定の諮問を行います。

【局長から会長へ諮問文を手交】

【諮問文の写しを各委員へ配布】

(室 長) 【諮問文の読み上げ】

(会 長) 只今、局長より特定最低賃金非鉄金属製造業の金額改正決定の諮問がありました。

事務局より、専門部会の設置及び廃止についての説明・提案をお願いします。

(室 長) 最低賃金法第25条第2項において、「最低賃金の改正決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されています。

したがいまして、本審議会において、最低賃金法第25条第2項に基づき、専門部会が設置されることとなり決議は要しません。

設置されました専門部会の廃止につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されておりますが、「専門部会がその任務を終了する前においても、あらかじめ廃止する旨の議決を行うことができる。」と解されていますので、専門部会の廃止について、あらかじめ議決をお願いいたします。

なお、専門部会の廃止について、その任務が終了したときとは、具体的には当該専門部会の最低賃金についての異議申出期間が満了したときとなります。

(会 長) 只今、事務局より説明・提案がありました「福島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会の設置及び廃止について」の専門部会の廃止については、当該専門部会の特定最低賃金の異議申し出期間が終了したときに廃止することとし、本審議会であらかじめ決議することに異議はございませんか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、諮問のあった特定最低賃金の改正について調査審議を行う専門部会を設置し、該当する特定最低賃金の異議申出期間が満了したときに、当該専門部会を廃止することとします。

続きまして、専門部会の委員の推薦等に係る事務について、事務局から説明・提案をお願いします。

(室 長) 最低賃金法第25条第2項に基づく専門部会を設置した場合は、部会委員の推薦の公示が必要となります。公示期間は公示翌日から起算して2週間を予定し、明日8月28日から9月10日までとなります。それまでの間に、非鉄金属製造業の労使の団体から各3名の候補者を御推薦いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

なお、専門部会の労使の委員については、3名のうち2名はそれぞれ、関係労働者、関係使用者を代表する委員となるよう、ご配慮願います。

(会 長) 只今の説明で質問がありましたらお願いします。

( な し )

(会 長) それでは、委員の推薦についてよろしく願いします。

続きまして、特定最低賃金専門部会の運営についてお諮りいたします。事務局より説明・提案をお願いします。

(室 長) 特定最低賃金専門部会の運営について説明させていただきます。

参考人の意見聴取についてですが、最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金の改正について調査審議を行う場合は、公示により関係労働者及び関係使用者の意見を聴くこととなりますが、公示による意見及び陳述希望がなかった場合は、昨年度同様、最低賃金法第25条第6項の参考人聴取は実施しないこととしたいと考えています。

この点について、提案させていただきます。

(会 長) 事務局より説明がありました、参考人の意見聴取について、いかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、公示による意見及び陳述希望がなかった場合は、参考人意見聴取については実施しない、こととします。

次に、最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについてお諮りいたします。

事務局より説明・提案をお願いします。

(室長) 最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められており、専門部会で全会一致の結論となった場合は、それをもって審議会の決議とすることができるとなっています。

当審議会における特定最低賃金に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用に関しましては、予てより特定最低賃金専門部会で全会一致の結論となった場合には、それをもって審議会の決議としてきたところです。

本年も例年同様に、最低賃金審議会令第6条第5項を適用していただきたく提案いたします。

(会長) 専門部会で全会一致の結論となった場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、それをもって審議会の決議とすることについて事務局から説明・提案がありましたがご意見等につきましてお伺いします。

《 異議なしの声 》

(会長) では、専門部会で全会一致の結論となった場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、それをもって審議会の決議とすることとします。

電子部品等製造業最低賃金、計量器製造業最低賃金について、本日の審議において、全会一致で必要性有りとの結論には至っておりません。

特定最低賃金の改正の必要性の有無は、昭和57年の運営方針了解事項のとおり、その設定の趣旨に鑑み、労使の合意の下に行われるべきものであり、全会一致による決議に至るよう、なお、努力すべきものと考えますので、本日の審議会での決議は保留し、労使、それぞれの代表委員において協議尽くされたうえで、次回審議会において審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、特定最低賃金電子部品等製造業、計量器等製造業の改正の必要性の有無については、次回審議会において引き続き審議しますが、次回の審議にあたって何か提案はありますか。

(大越委員) 労働者側としましては、参考人を招致して、それぞれの業種のご意見を伺いたいと考えておりますがいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

(会長) 労働者側委員から参考人聴取の提案がありましたが、使用者側委員としては、いかがですか。

(佐藤委員) 使用者側としては、参考人聴取は必要ないと思っております。

(会長) 使用者側としては、参考人聴取の必要はないとのことですので、労働者側のみ参考人の意見を聴いたうえで、審議・結審したいと思いますが、いかがでしょうか。

(塩澤委員) 労働者側の参考人聴取、これは必要性ありの意見が多くあるように思います。一方で、本日審議入りできていないということについては、必要性なしという部分ですから、特定最低賃金の労使イニシアティブということを考えれば、当該労使の意見を聞くべきではないかと考えます。特に、反対をするということ、必要がないということであれば、代表使用者に限らず、その産業における使用者側の意見も、ぜひとも、労働側としては求めたいと思います。

審議入りすることによって、専門部会が設置され、調査して審議ということが、先ほどの説明でもありました。調査する手段が現時点ではないと思っております。したがって、必要性なしということであるならば、当該産業の使用者側の反対の意見を参考人としていただきたいと思えます。

(会長) いかがでしょうか。電子部品等製造業、計量器等製造業の改正の必要性の有無についての次回審議会において、関係労使の参考人意見聴取という形になるということですが、それぞれが参考人を出して意見を述べるというご要望ですが、使用者側はいかがでしょうか。

(佐藤委員) 我々使用者側委員、労働側もそうでしょうけど、金額や必要性の有無についての審議に臨むにあたって、各業界のことについては業界の方とお会いして話をしまして、その上でこの審議の場に臨んでおりますので、そういった面からも必要性は無いと思っております。

そもそも特定最低賃金については、過去に遡れば静岡県の缶詰業者が自主的に「業者間協定」がはじまりで、その後、地域別最低賃金、その後各県によって主要な産業の区分で特定最低賃金という形でできた経緯があります。その時の時代背景と今は環境も変化してきている中において、また、同一労働同一賃金、男女の賃金格差等含めて、国の方も積極的に是正する方向の中で、各県ばらばらに特定の最低賃金、一部の産業だけが公平性を欠く形で残っていることについて、はっきりとした納得のできる理由を説明していただかない限り、我々は特定最低賃金に対する必要性の有無について判断できない部分がありますので、そのところをよく説明していただ

ければありがたいです。とにかく我々は各業界を代表して業界内のいろいろな意見等を聞いた上でここに臨んでいますので、必要性は全くないと考えております。

(会長) 使用者側としては、ここにおられる使用者側委員が当該産業についての状況等把握して、それを代表しておられるというお立場なので、改めて使用者側の参考人を立てる必要はないというご意見です。

労働者側は関係労使の意見聴取の場合、使用者側の参考人も立てるべきであるというご意見ですので、どのように折り合いをつけましょうか。

(塩澤委員) 労働側としては先ほどの意見ですが、ここで公益見解を求めるのも大変申しがたいので、我々とすれば、合意者を得たうえで本日臨ませていただいております。

佐藤委員がおっしゃったように、使用者側も様々な団体の方々との意見交換をしながら本日を迎えているということは間違いないと思いますので、労働側とすれば、参考人は労働側の現状の状況を主張させていただければと思いますので、労働側は参考人意見聴取をさせていただきたいと思いません。

(会長) わかりました。佐藤委員を始め、使用者側がその当該産業に対する代表を主張しているときに、公益委員から参考人を立てるようには言えることではありませんので、ここは双方、ご意見の違いはあったということ踏まえたくて、次回に今後の審議日程を考えたいと思いません。

事務局から説明をお願いいたします。

(室長) 次回参考人の意見聴取をするということで、労働者側のみ実施ということよろしいでしょうか。

そのような方向で進めさせていただきたいと思いません。

(会長) はい。参考人をお呼びして、その方に直接意見を述べていただくということは権利でもあると思いますので、本日のところ、労働者側はその権利を行使するというので参考人をお呼びする、使用者側はその必要はないということで、本日はそのようなことで次回の審議日程の調整に進みますが、それは、私の理解としては使用者側はその権利を放棄したわけではなく、保留されているということですので、その後ご検討の上参考人を立てるということも十分有り得ることだと理解しておりますが、今日のところは、労働者側の参考人を予定するという理解にいたします。

( 3 ) 今後の審議日程等について

( 会 長 ) それでは、日程についてお願いします。

( 室 長 ) 委員の皆様から御提出いただきました日程調整表をもとに定足数を満たす日程を調整させていただいたところ、第 6 回最低賃金審議会につきましては、9 月 3 0 日 ( 金 ) 1 3 : 3 0 から福島テルサにて予定しています。その時に、一応、労使を推薦いただくということにしておきますので、9 月 1 7 日 ( 火 ) までのご推薦をよろしくお願いいたします。

また、第 6 回最低賃金審議会で結論がでなかった場合は、1 0 月 2 8 日 ( 月 ) 1 4 : 0 0 から福島第二地方合同庁舎 1 階供用会議室において、第 7 回最低賃金審議会の開催を予定しております。

( 佐藤委員 ) 確認よろしいでしょうか。

もし、このまま平行線をたどって結論が出ない場合は、いつの時点で打ち止めということになるのでしょうか。

( 会 長 ) 規定上はどのようになっていますか。

( 室 長 ) 規定上は特にございませんが、最大でもこの 7 回で結論という形で事務局では予定しているところでございます。

( 佐藤委員 ) わかりました。

( 塩澤委員 ) 労働者側として、参考人の意見陳述ということと、我々の団体の方では、特定最低賃金の審議入りに向けた議論を含め、議論の方向性を見届けたいという多くの労働者がいらっしゃいます。これは合意者数を過半数が超えているということからも、見守る声が非常にあります。したがって、大変申し訳ありませんが、次回、もしくはその後も傍聴者数が増える見込みがありますので、会場の大きさはご配慮いただきたいと思います。

( 会 長 ) 事務局、いかがでしょうか。

( 室 長 ) なかなか大きな会場も取れない状況もございますので、傍聴人の方は相談させていただきながら、検討させていただければと思います。

( 塩澤委員 ) 限定されるというルールはありませんよね。

( 室 長 ) はい。ございません。

( 会 長 ) 傍聴、公開されている部分については権利でもありますので、保証する努力はしていただきたいと思います。

次回審議会は 9 月 3 0 日の 1 3 時 3 0 分からという説明がありましたが、

各委員の皆様の日程の確保をお願いします。

#### 4 閉 会

(会 長) それでは、本日の議事、その他についてご質問等ございますか。

( なしの声 )

(会 長) 長時間ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。